

令和5年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和6年1月26日（金）午後1時25分から午後1時57分まで
- (2) 場 所 県庁1階 漁業調整委員会室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 令和5年放流実績及び令和6年増殖目標について（協議）
⇒ 原案の通り決定し、令和6年増殖目標を公表することに決定。
- (2) ウナギの採捕に係る委員会指示について（協議）
⇒ 原案の通り指示を発出することに決定。
- (3) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等について（報告）
⇒ 意見なし
- (4) その他

令和5年10月4日に協議した「全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項」について、本委員会から提出した意見に関して、連合会事務局から意見への回答があったので報告した。

令和5年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和6年1月26日(金)午後1時30分～

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	斉藤 千昭	×
採捕者等代表	別府 宏一	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 折田 和三	○
学識経験者	吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○
出席		9
欠席		1
<事務局等>		
職名	氏名	
事務局長（水産振興課資源管理監）	脇田 敏夫	
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	森永 法政	
書記（水産振興課漁業調整係 主査）	上今 達矢	
水産振興課漁業調整係 水産技師	山神 諒平	

－令和6年1月26日（金）午後1時25分開始－

【開会】

○脇田事務局長

皆さんこんにちは。若干定刻より早いんですけども、傍聴希望もないようですし、皆さんおそろいですので、早速、開催したいと思います。

それでは、ただいまから令和5年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は委員10名中9名の出席をいただいております。

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定めます定数を満たしてございますので、本委員会は成立でございます。

それでは、注意事項になります。発言は挙手の上、議長の了解を得まして、マイクがお手元に届いてから行うようお願いいたします。

議長の方に、挨拶と議事進行をよろしく申し上げます。

○福留議長

それでは、まず挨拶からさせていただきます。去年の11月に、博多で西日本ブロック協議会というものがあり、要するに、私の立場にある各県の会長とそれから事務方の人が集まって博多で会議がありました。その名称が西日本ブロック協議会ですけども、そこに17県、北は滋賀県から四国全部、沖縄を除く九州の県が出席しておりました。

その中の主な議題というのが、令和6年度の水産庁に対する要望、前回の委員会で皆さんに議論してもらったことなんですけども、今度は西日本ブロックでとりまとめるということで、その中の17県から3つ意見が挙がってきました。

水産庁への要望事項で、変更や意見というのが3つあったんですけど、3つとも鹿児島の意見で、他の県は0でした。17県もあるのに、1県しか意見がない。

鹿児島県だけで3つということで、他の県は全く意見も反対も何もないのかということが若干気になったんですけども、それはブロック協議会の場でもちょっと言いました。

そのバツじゃないんですけど、次の日の2日目に福岡内水面の試験場があるんですけども、そこまで行くということで博多を出て、すぐ今度は高速道路で事故があって、片道で普通は30分で行くところを1時間半かかって、結局、用件の3分の1くらいが済んだところのスイゼンジノリのところがあったんですけど、その視察をしたところすぐUターンして、結局、試験場には行けませんでした。

何が言いたいかというと、その会長が集まる会議というのは結構低調というか、喧々譁々の意見ではなくて、他の会長も見てきましたけど、なんていうかシナリオを読むだけのような会長が結構多いみたいで、それにがっかりしたんですけども、少なくとも私たちの鹿児島県はある程度意見も出ますので、委員会の中ではすごく良い方ではないかなと、つくづく思いました。以上です。

【議事録署名者の指名】

○福留議長

それでは、議事に入ります前に、議事録署名者について私から指名するということがよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○福留議長

それでは今回は中村委員と、それから別府委員にお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

【議題1:令和5年放流実績及び令和6年増殖目標について(協議)】

○福留議長

引き続き議事に入ります。議題1です。議題1は令和5年放流実績及び令和6年増殖目標についてです。これは協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課(山神水産技師)

はい。漁業調整係の山神です。私の方から議題1 令和5年増殖実績及び令和6年増殖目標についてご説明いたします。

資料1に基づいて、ご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

まず、増殖目標数量等について簡単にご説明いたします。一定の水面を共同で利用して排他的に漁業を営む権利として共同漁業権というものがございます。

その内容によって、第1種から第5種の5種類に分類されますが、内水面において営むものは基本的に第5種共同漁業権に分類されます。

この第5種共同漁業権の免許には当該内水面が水産動植物の増殖に適していること、そして、免許を受けたものが水産動植物の増殖を行うこと、この2つが条件となっております。

内水面に関しましては、海面と違いまして、半閉鎖的な漁場ということもありまして、こういった増殖というものが義務づけられているところです。

この増殖というのが、稚魚の放流とか人工ふ化放流、それから産卵礁の増床とか、積極的に人為的手段により、水産動植物の数や個体重量を増加させる行為ということで、漁具漁法の禁止であったり、漁期の短縮、禁漁区の設定等、そういった消極的な行為に留まるものは増殖行為には含まれないということになっております。

3番ですが、この漁業権に関する水産庁からの技術的助言によりまして、内水面漁場管理委員会で毎年、増殖目標数量を定め、インターネット等適切な方法で公示することとなっております。

本県でも令和3年までは公報に記載するという方法をとっておりましたが、昨年よりこの公示を県のホームページで行っております。以上が本議題に関する概要です。

続いて、2ページをご覧ください。2ページが、令和5年1月から12月までの増殖実績の一覧で、そして、3ページに令和6年の増殖目標の一覧を掲載しております。

2ページの実績の方からご説明いたします。漁業協同組合別、漁業権番号ごとに、また、対象魚種ごとにそれぞれ実績と目標を記載しています。

目標はちょうど1年前の委員会において定めた目標ですが、下段の方に目標に対する実績割合を記載しております。

グレーで網掛けされた部分につきましては、目標に対する増殖実績が下回っている魚

種ということになります。

また、太い枠で囲んでいるものについては、昨年9月の漁業権の切替時に漁業権の切替を行わず、対象魚種から外れているものとなっております。

個別にご説明いたしますけれども、まず、あゆにつきましては、毎年春に遡上してくる稚あゆを採捕して放流を行っているところですが、昨年はあゆの遡上が少なく、一部の漁協では目標が達成できておりません。

続いて、ふなですが、全ての漁協において、一切放流ができなかったということでした。ふなに関しては、福岡の養魚場から仕入れる方向で調整をしていたとのことなんです。種苗が入手できず、放流ができなかったということです。

先ほどご説明した通り、ふなに関しては、ほとんどの漁協で漁業権の切替を行わず、対象魚種から除外がされています。

続いて、第14号の検校川漁協、第15号の安楽川漁協のもくずがにですが、予算不足等により種苗が確保できなかったため、目標が一部達成できなかったということでした。

ただ自河川で組合員が採捕して、検校川で20キロ、安楽川では30キロの自河川放流を行ったということです。

続いて、おいかわですが、第6号の川内川上流漁協では種苗が入手できず放流ができなかったということです。こちらについても、今回の切替で漁業権対象種から除外をされています。

最後に、第16号末吉町内水面漁協ですが、漁協が解散したとすることで令和5年の放流実績はなく、新たな漁業権の免許もされておりません。

続いて、3ページの目標をご覧ください。令和6年の増殖目標につきまして、一部で令和5年の目標数量と変更がありますのでご説明いたします。

初めに、グレーの網掛けをしているものですが、目標数量が減少したのになっています。このうち、第5号川内市内水面漁協のふな以外は、漁業権切替後、漁業権の対象魚種から除外されたため目標を設定していないことによる減少となっております。

第5号川内市内水面漁協のふなについては、目標を30キロから10キロに減少させています。第5号については鶴田ダムになります。3漁協の共有となっておりまして、近年はふなの利用実態があまりない上、種苗の入手が困難な状態が続いているということで、目標数量を他の2漁協と合わせたいということで漁協から申し出がありましたので、目標数量を減少させています。

第11号の別府川、第12号の網掛川のもくずがにを太枠で囲んでいますが、これは今回の漁業権の切替に伴い、新たに漁業権対象種となったものです。

第11号の別府川では20キロ、第12号の網掛川が1キロの目標を設定しています。網掛川については、自河川で稚がにを採捕し、中間育成をした上で放流予定とのこと。

他の漁協では、通常150グラム程度の親がにを放流していることが多いですが、網掛川で放流予定のものは1グラム程度しかないということで、目標の数量としては少なく設定をしています。個体数に換算すると他の漁協以上の放流が見込まれるということです。

4ページ目に漁業法の該当条項の抜粋、それから、5ページ目以降にはこの漁業権に関する技術的助言の抜粋を掲載しておりますので、お目通しをお願いします。説明は以

上です。

○福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○中村委員

はい。

○福留議長

中村委員お願いします。

○中村委員

中村です。日当山天降川漁協の組合長をしております。漁業権の切替が10年に1回なんですけれども、今年はちょうど1年目に入ります。

あゆの自河川放流の件なんですけど、今我々がどこの組合も放流しているのは、もう何十年前からずっと目標数量は変わらなくて、お手元に配ったこの資料をコピーしてきたんですが、平成20年分から10年分あるんですけど、だんだん年々河川の環境が変わってきて、あゆの遡上も悪くなってきて、非常に採れなくなってきてるんです。

それなのに自河川放流の目標数値自体は全然変わらないで、各組合が非常に厳しい状況に置かれております。

また、これが10年に1回の切替だと、我々の組合自体も高齢化で、果たして10年後にまだ稚あゆを採れるかという問題も出てきています。

そこで、やっぱり10年に1回というスパンでいくと、中々、自河川放流の数量も難しいと思うんですけども、皆さん見ていただいていると思うけれども、昔は3,000、4,000とか採れたんですけども、この令和元年からの分は新燃岳の噴火に伴うもので減ったんですけど、それでもやはり河川環境の変化によって非常に遡上が悪くなってきてるので、どこの組合も高齢化で収入もなくなってきており、その辺りも考えて数量的にちょっと無理があるので減らしていくような方向で検討していけないかという意見も多々出てます。そういうことも踏まえて、今後考えていく課題じゃないかなと思って、意見いたしました。以上です。

○福留議長

中村委員、今のは意見で特に回答を求めるものではないということによろしいですか。

○中村委員

はい。

○福留議長

はい。わかりました。ありがとうございます。

○脇田資源管理監

議長、よろしいでしょうか。

○福留議長

はい、どうぞ。

○脇田資源管理監

ただいま、貴重なご意見をいただいたんですけども、今このいただいた実績の一覧の他に、組合員数の変遷や、あと遊漁券の販売の件数の推移とか、そういったのも併せて

整理していただけると、より何か見えてくるのかなという感じがしましたので、そういったものもご提供いただければと思います。

○中村委員

我々の日当山天降川に関しては、昔は採捕者も大人数いて、採捕場所が15か所くらいありましたが、今は河川の環境変化で川幅が狭くなって、採捕場所も3か所しか作れずに場所がないんですよ。

高齢化も進んで、最高年齢者が85とかになってきて、昔はそれで採った収入が結構ありました。今は収入ももう昔の10分の1ぐらいしかないもんですから、組合に入る人もいなくなってきたし、仕事を休んでまで採ってくれということは非常に難しい状況になってるんですけども、やっぱ我々も努力してるんですけど、なかなか打開できない状態です。今、私が問題としてるのは霧島水系が、松永さんとうちと手籠川さんとあるんですけど、この3漁協がどこも高齢者で非常に厳しいから、合併しようかという形で、今年の総会から動いて、1つの天降川水系となって、人数を増やして、今後対処していこうということで、組合自体は考えて動いております。

また、はっきりと合併すると決まりましたらご報告いたします。それと、資料があったらば、提案資料を集めて提出する形で持ってきてたいと思います。

○脇田資源管理監

ありがとうございました。

○福留議長

説明ありがとうございます。それでは他に質問とかご意見等があればお願いいたします。特にご意見とかないということでよろしいでしょうか。

他にないようですので、令和5年放流実績及び令和6年増殖目標については、原案の通り決定し、令和6年の増殖目標を公表することよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○福留議長

では、そのように公表することに決定いたします。

【議題2:ウナギの採捕に係る委員会指示について(協議)】

○福留議長

次の議題2はウナギの採捕に係る委員会指示についてです。これも協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(上今書記)

はい。資料は資料2になります。1ページをご覧ください。

現在のウナギの採捕に係る委員会指示につきましては、令和3年4月1日から本年3月末までの有効期間となっていることから、指示の更新についてご協議をお願いするものでございます。

まず、1の委員会指示の取扱いについてをご覧ください。ウナギ資源の保護については、継続して取り組む必要があり、また、関係者へのアンケート調査の結果、指示内容

については概ね周知が図られており、現行の指示と同一の内容で引き続き指示を発出することについても、一定の理解が得られていることを把握しました。

これらを踏まえまして、事務局としましては引き続き委員会指示を発出することとしたいと考えております。

2の指示全文につきましては、後程説明いたします。3の参考では、関係者へのアンケート実施、指示発出の経緯を記載しておりますので、後程お目通しください。

それでは、2の指示全文関係で、2ページをお開きください。

こちらは新旧対照表になっております。指示番号、発出日及び指示の有効期間の3点以外は全て同一の内容となっております。

3ページをご覧ください。更新後の全文になります。読み上げさせていただきます。

－指示全文－

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第5－●号

鹿児島県におけるニホンウナギの採捕について、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき次の通り指示する。

令和6年●月●日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 禁止する水産動物 全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間 10月1日から翌年2月末日まで
- 3 禁止区域 鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外
次に掲げる場合において、鹿児島県内水面漁場管理委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。
 - (1) 鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

○上今書記

それでは、引き続きまして4ページをお開きください。先ほど触れましたアンケート調査の集計結果になります。

まず、調査概要でございますが、85団体へ郵送やメールによりアンケート用紙の送付

をいたしまして、全体で約7割の団体から回答いただいております。

主な項目のみ説明させていただきます。

まず、1番として、Q1の部分です。現在の委員会指示について、平成29年度以降、禁止期間を10月から翌年2月としておりますが、この周知状況についてということで、いずれの団体でも約7割以上が十分周知されている、又はある程度周知されているとの回答であり、概ね周知が図られていると考えられる結果となりました。

2番以降で、遊漁者の把握状況、指示周知やその他資源保護の取組みについての問いがございまして、次に6ページをお開きいただいて、Q6でございまして。

6番につきましては、現行の委員会指示を現在の内容のまま3年間として発出することについてのご意見ですが、いずれの団体も賛成意見でして、現在の内容のまま引き続き指示を発出して支障はないとのご意見でした。

これらのアンケート結果を踏まえまして、冒頭で事務局としての考えを説明しました通り、引き続き、委員会指示を発出することとしたいと考えております。

なお、この委員会指示につきましては、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会でもご協議をいただき、両海区でも引き続き委員会指示を発出する予定としております。説明は以上になります。ご協議よろしくお願いいたします。

○福留議長

事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

何かご質問とかご意見とかないでしょうか。

私から1つよろしいですか。委員会指示の中で適用除外があつて、1と2に分かれるんですけど、1は理解できるのですが、2の国の機関又は地方公共団体のことで試験研究機関がやることですが、実態としてどの程度あるのでしょうか。

私たちが知らないような東京などの先生が来て調べるということもあるのでしょうか。ある程度私が知ってる範囲なんでしょうか。

○事務局（森永事務局次長）

はい。ウナギは増殖対策協議会というのがございまして、主に今、鹿児島大学が中心になっておりまして、ウナギの調査をやっていると思います。増殖対策協議会は、養鰻業者とシラスウナギ採捕業者と内水面漁連で組織する協議会でありまして、その協議会から委託を受けて、鹿児島大学が現在、調査してると思います。その他、水産技術開発センターも定期的に調査してたかと思っております。

○福留議長

それは、私たちが知る範囲と考えればよろしいですね。

○森永事務局次長

はい。

○福留議長

わかりました。ありがとうございます。他にもご質問、ご意見はないでしょうか。

特に意見等がないようですので、ウナギの採捕に係る委員会指示については、原案の通り指示を発出することによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○福留議長

ありがとうございます。それでは、そのように指示を発出することに決定いたします。

【議題3:漁業法第90条に基づく資源管理状況等について(報告)】

○福留議長

3番目です。議題3は漁業法第90条に基づく資源管理状況等についてです。これは報告事項です。執行部お願いします。

○水産振興課(山神水産技師)

はい。漁業調整係の山神です。議事3についてご説明いたします。資料3の1ページをご覧ください。

まず、本報告に関する概要についてご説明いたします。本報告は令和2年12月の漁業法改正に伴って、新たに報告が課せられたものでございます。2ページ目に漁業法の抜粋を掲載しておりますが、漁業法第90条によりますと、「漁業権者は1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない。また、知事は内水面漁場管理委員会に対し報告を受けた事項について報告をする。」と定められています。

今回、報告させていただくのは、これに基づく報告となっています。

2番の報告内容については、法令で定められているものを列挙しています。様式については法律の中で定めがありませんので、県の方で作成をしております。3ページ目に記載しておりますが、この様式で各漁協から報告を徴収しているところです。

報告対象は県内全ての漁業権者、報告期間は各漁協における直近の事業年度としております。

結果について、まとめたものが4ページにございます。詳細を掲載してしまうとかなり膨大な量になってしまいますので、このように一覧表にまとめております。

資源管理の状況等ということで、カワウ対策や、外来魚駆除対策、産卵場の造成といった取組みについては、1から4番の番号で、また、それ以外の取組みがある場合には概要を掲載しております。

この報告の目的というところが、それぞれの漁場が活用されているかどうかというところの点検確認のために徴収しておりますので、当該漁場の活用状況という欄を設けて、記載をしています。活用状況の○×△で示している欄については、各漁協さんからの報告結果を確認した上で、必要に応じて聴き取りを行って、それをもって判断しております。こちらに記載しております通り、全ての漁場が活用されているということになっています。

続いて、漁獲量及び漁獲金額ですが、それぞれの対象の記載がある場合は「ア」、記載がなかった場合は「イ」ということで記載をしております。漁協さんから具体的な数字の記載があった場合には「ア」、具体的な数字がなければ「イ」というふうに記載をしています。

ご覧いただくと分かる通り、ほとんどの漁協の場合で「イ」の記載なしというような形になっています。

これについては、内水面漁業の場合は海面の漁業と異なりまして、採った魚を市場に水揚げするといった形ではないため、数量の把握が困難ということで、多くの漁協で漁獲量及び金額については記載がない部分があるというような形になっています。

この漁獲量や金額を記載ができない、把握ができないという状況については、総会のときに組合員から聴き取りを行うなど、できるだけ組合の方で把握してくださいということで各組合にはお伝えしているところです。県からの報告は以上になります。

○福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

何かご質問、ご意見等はないでしょうか。特に何もありませんので、報告事項はここまでといたします。

【その他】

○福留議長

それでは、本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。それでは、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（上今書記）

事務局から1点お願いいたします。お手元に令和6年度提案項目案という資料があるかと思えます。こちらは会の冒頭に福留会長からもご挨拶ありました通り、昨年、西日本ブロック協議会に出席をいたしまして、全国内水面漁場管理委員会連合会の、国へ要望する内容についての意見を本県から3件出したところでございます。

西日本ブロック協議会を通じまして、全国に上がったところ、鹿児島県の意見に対しまして、全国の事務局から回答がありましたので、報告させていただきます。

まず、お手元の資料をめくりまして、I 外来魚対策策についての1番の部分でございます。

右下のところに、西日本ブロックで修正意見を踏まえた対応案ということで、下線の部分になりますが、「漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう」という部分が修正されておりまして鹿児島県の意見が反映されておりまして。

続きまして、Ⅲの漁場対策についての4番になるんですけれども、西日本ブロック協議会で修正意見を踏まえた対応についてですけれども、こちらが水産用医薬品の関係でございまして、全国の事務局としては引き続き要望するというような形での回答がありました。

続きまして、Ⅴの河川湖沼環境についての5番になるんですけれども、こちら表の右下にありまして、鹿児島県からの意見を踏まえまして、下線部分「異常繁殖防止に努め関係者と連携して除去対策を講じること」というふうに意見を反映させていただいておりますので、ご報告させていただきます。以上になります。

○福留議長

他に何かありますか。

○脇田事務局長

特にありません。

【閉会】

○福留議長

他にないようですので、これで第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

○脇田事務局長

本日はどうもありがとうございました。

－令和6年1月26日（金）午後1時57分終了－